

添付書類確認シート

下欄①～⑤の書類を申請書に添付してください。

① 本人確認書類

官公庁等から発行されたもの又は法令に基づいて発行されたもので、申請書に記入した氏名、住所、生年月日が記載され、申請の日に有効なものの写し1部

(例) ・運転免許証 ・健康保険被保険者証(被保険者記号・番号部分は塗りつぶしてください)
・旅券(パスポート) ・年金手帳 ・個人番号カード(同番号記載の裏面は不要) などの写し

被害者本人以外による申請の場合、申請日前6か月以内に作成された戸籍(附票を含む)謄・抄本又は除籍謄・抄本(写しは認められません)が必要となる場合があります。

※ 申請人別に、必要な書類は次のとおりです。

被害者本人による申請	一般承継人による申請	法定代理人による申請	弁護士による申請
被害者本人の本人確認書類 法人・団体である場合は、登記事項証明書又は印鑑登録証明書及び代表者・管理人の本人確認書類	一般承継人の本人確認書類 被害者本人との関係を明らかにする除籍謄本	被害者本人の本人確認書類 法定代理人の本人確認書類 被害者本人との関係を明らかにする戸籍謄本又は審判書謄本など	被害者本人の本人確認書類 代理権を証明する委任状など

※ 補足資料が必要となる場合

運転免許証等の記載事項変更手続を行っていないなど、申請書に記載した氏名、住所と本人確認書類に記載されている氏名、住所が異なっている場合には、被害者本人であることや被害者との関係を確認するため、以下のような補足資料が必要となります。

【氏名が異なる場合】

改姓・名の前後過程を確認できる戸籍謄本又は抄本の提出をお願いします。(なお、本人確認書類の戸籍謄抄本又は除籍謄本と内容が重複する場合は必要ありません。)

【住所が異なる場合】

住民票、申請書に記載された氏名、住所と同一の氏名、住所が記載されている公共料金領収書などの写しが必要となります。

② 振り込んだ金額が確認できる書類

被害金額を証明するため、犯人の口座に振り込みしたことを明らかにする預(貯)金通帳、振込明細書、手帳、日記などの写しを添付してください。

これらの書類がない場合には、「被害状況別紙」に被害に遭った状況を詳しく記載してください。

③ てん補又は賠償を受けた金額が確認できる書類

お金を支払った相手である犯人又は弁護人などから一部被害弁償等を受けている場合は、その額を特定できる示談書や領収証、通帳などの写しを添付してください。

④ 他の申請人との間で合意があることが確認できる書類

他の申請人又は申請人となるべき者との間で、各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その合意書面などの写しを添付してください。

⑤ 申請人名義の預(貯)金口座であることが確認できる書類

通帳(金融機関・支店名、預金種目、口座名義人、口座番号等が記載されている部分のみで可)又はキャッシュカード(表面のみで可)の写しを添付してください。